

復興まちづくりの支援に関する協定書（都総務局）

東京都（以下「甲」という。）と東京弁護士会など14団体（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合、甲及び乙が相互に協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

（総 則）
第1条 この協定は、東京都地域防災計画（災害復興計画）に基づき、甲に係わる復興まちづくりに関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（まちづくり支援班の派遣）
第2条 甲は、復興まちづくりに関する次の事項に該当する場合、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり支援班（以下「まちづくり支援班」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 甲が専門相談を実施する場合
 - (2) 区市町村又は地域復興協議会等から、まちづくり支援班の派遣要請を受けた場合
 - (3) その他復興まちづくり事業に関して、まちづくり支援班の派遣が必要な場合
- 2 甲の派遣要請先は、乙の団体等で構成する災害復興まちづくり支援機構（以下「支援機構」という。）とする。

3 支援機構は、甲からの派遣要請があった場合、乙と協議し、別表の専門家及び学識経験者等のうちからまちづくり支援班を速やかに編成し、派遣する。

4 乙は、支援機構からの要請に応じ、速やかに専門家を派遣する。

（費用弁償等）
第3条 甲の要請に基づくまちづくり支援班に要する費用に関する弁償等については、別に定めるものとする。

（平常時からの連携）
第4条 甲及び乙は、平常時から、復興まちづくり活動についての支援のための情報交換や訓練等を実施するなど、連携強化に努めるものとする。

2 支援機構は、前項の連携強化に当たって、学識経験者等の参画を得るよう努めるものとする。

（協 議）
第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

（有効期間）
第6条 この協定の有効期間は平成19年1月11日から平成20年1月10日までとする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲・乙なんらの申し出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

甲及び乙は、本協定書を15通作成し、記名押印の上各1通を保有する。

平成19年1月11日

甲	東京都	代表者	東京都知事	石原 慎太郎
乙	東京弁護士会	代表者	会長	吉岡 桂輔
	第一東京弁護士会	代表者	会長	奈良 道博
	第二東京弁護士会	代表者	会長	飯田 隆
	東京司法書士会	代表者	会長	山本 修
	東京税理士会	代表者	会長	金子 秀夫
	東京都行政書士会	代表者	会長	宮内 一三
	東京土地家屋調査士会	代表者	会長	山下 富雄

東京都社会保険労務士会	代表者	会長	金田	修
社団法人中小企業診断協会東京支部	代表者	支部長	高島	利尚
社団法人東京都不動産鑑定士協会	代表者	会長	神戸	富吉
社団法人日本建築家協会	代表者	会長	仙田	満
社団法人東京都建築士事務所協会	代表者	会長	三栖	邦博
社団法人再開発コーディネーター協会	代表者	会長	伊藤	滋
社団法人日本技術士会	代表者	会長	都丸	徳治

(同趣旨の協定 平成22年3月26日)

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 代表者 東京都知事 石原 慎太郎
- 乙 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表者 理事長 鷺尾 賢司
東京都新宿区本塩町9番地3
社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会 代表者 理事長 生田目 正秋
東京都千代田区九段南四丁目4番1号
日本公認会計士協会東京会 代表者 会長 尾内 正道
東京都千代田区霞ヶ関三丁目4番2号
日本弁理士会関東支部 代表者 支部長 久保 司

(同趣旨の協定 平成22年5月31日)

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 代表者 東京都知事 石原 慎太郎
- 乙 東京都千代田区平河町二丁目4番13号ノーブルコート平河町403号室
社団法人全日本土地区画整理士会 代表者 会長 大川 勝敏

(同趣旨の協定 平成28年12月1日)

- 甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都 代表者 東京都知事 小池 百合子
- 乙 東京都豊島区南大塚三丁目43番11号
公益社団法人東京社会福祉士会 代表者 会長 大輪 典子

別 表 （第2条関係）

団 体 名	派 遣 す る 専 門 家	協 定 締 結 年 月 日
東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	平成19年1月11日
第一東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	
第二東京弁護士会	法律相談業務を担当する弁護士	
東京司法書士会	司法書士法に定める業務に関する相談業務を担当する司法書士	
東京税理士会	税務相談業務を担当する税理士	
東京都行政書士会	行政関係文書作成に関する相談業務を担当する行政書士	
東京土地家屋調査士会	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務を担当する土地家屋調査士	
東京都社会保険労務士会	労働・社会保険関連相談業務を担当する社会保険労務士	
社団法人中小企業診断協会東京支部	災害復興計画の作成支援業務を担当する中小企業診断士	
社団法人東京都不動産鑑定士協会	不動産調査関連相談業務を担当する不動産鑑定士	
社団法人日本建築家協会	建築相談業務を行う建築士	
社団法人東京都建築士事務所協会	建築相談業務を行う建築士	
社団法人再開発コーディネーター協会	復興基本計画作成支援業務を担当する再開発コーディネーター	
社団法人日本技術士会	災害危険度の技術判断、地域防災力向上への技術支援、その他関連事項の技術相談を担当する技術士	
社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会	土地家屋調査士法に定める業務に関する相談業務を担当する土地家屋調査士	平成22年3月26日
社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会	司法書士法に定める業務に関する相談業務を担当する司法書士	
日本公認会計士協会東京会	公認会計士法に定める業務に関する相談業務を担当する公認会計士	
日本弁理士会関東支部	弁理士法に定める業務に関する相談業務を担当する弁理士	
社団法人全日本土地区画整理士会	土地区画整理事業及びその関連業務に関する相談業務を担当する土地区画整理士	平成22年5月31日
公益社団法人東京社会福祉士会	福祉相談業務を担当する社会福祉士	平成28年12月1日